

岩手県告示第408号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和4年岩手県告示第250号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 奥州市
- （2） 実施した期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 地磁気測量
- 2（1） 実施した地域 盛岡市、岩手郡岩手町及び下閉伊郡岩泉町
- （2） 実施した期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 ジオイド測量